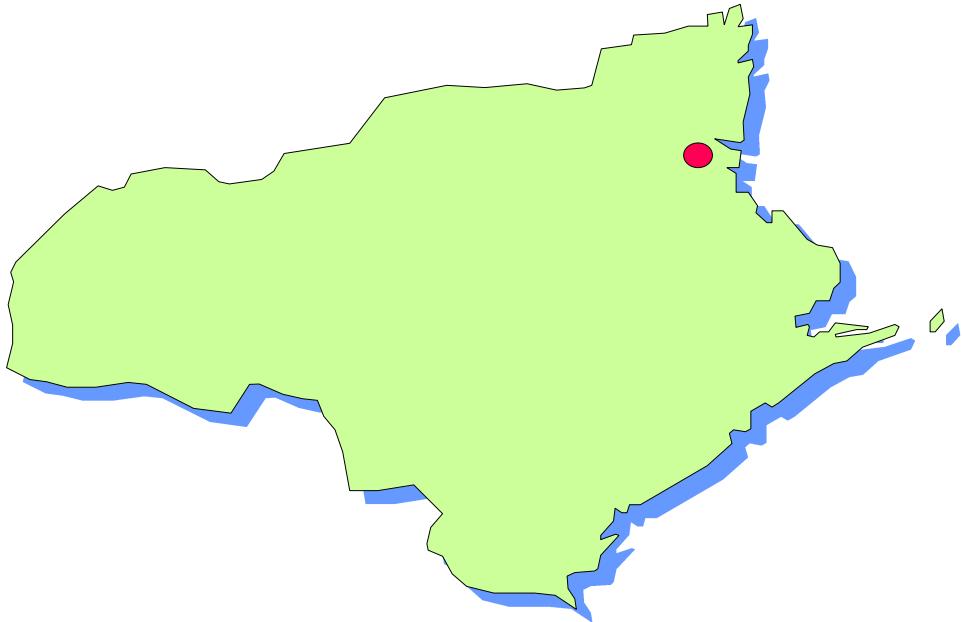


重要

2025(令和7)年度から返還を開始する人へ

徳島県奨学金返還の手引

返還が完了するまで必ず保管し、
諸届を提出する際には、
本手引の様式をコピーして御使用ください。



奨学生番号		氏名	
-------	--	----	--

徳島県教育委員会 生涯学習課

〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地

電話 088-621-3132

ファクシミリ 088-621-2884

徳島県奨学金返還の手引

目 次

1	返還期間及び返還方法について	1
2	異動・変更時の届出について	2
3	返還猶予を希望するときの手続について	2
4	返還金の延滞について	3
5	返還免除について	3
6	各種様式について	3
7	電子申請サービスについて	4
8	お問合せ及び書類の提出先	4
	徳島県奨学金関係様式	5

1 返還期間及び返還方法について

- (1) 返還期間 : 20年以内です。
- (2) 据置期間 : 奨学金の貸与終了後、6か月間は返還を据え置くことができます。
- (3) 返還方法及び割賦方法

返還方法	割賦方法	返還時期	備 考
口座振替	月賦	毎月 15 日 ※15日が土曜日・日曜 日・祝日の場合は翌 営業日	※ 指定の預金口座から自動引落します。 ※ 口座振替取扱い金融機関は、阿波銀行、 徳島大正銀行、ゆうちょ銀行 です。 ※ 振替不能になった場合、同時引落の届出 をすれば、翌月以降の口座振替日に2か月 分を口座振替することができます。
納付書払い	一括	指定月	15日に納入通知書を送付しますので、 納期限までにお支払いください。
	年賦	年1回の指定月	令和4年4月から電子収納が可能とな り、コンビニ等でも使えるようになりま した。
	半年賦	年2回の指定月	
	月賦	毎月	

(注) 納付できる金融機関等については、納付書の裏面を御確認ください。

(注) コンビニで納付された場合、県に収納されるまでに10日から2週間ほど要する
ため、翌月の明細に反映されない場合があります。御不明な場合は、お問合せください。

2 異動・変更時の届出について

奨学生本人、連帯保証人、保証人について、次のような変更があった場合は、届出書類の提出が必ず必要です。

事由	届出書類等	備考
住所、電話番号、 氏名等の変更	「氏名等変更届」 (様式第6号)	・奨学生のみ変更の場合は、連帯保証人や保証人の記載は不要です。 ・連帯保証人や保証人のみ変更の場合は、奨学生の記載は不要です。
連帯保証人又は 保証人 の変更	「連帯保証人(保証人)変更届」 (様式第9号)	・新しい連帯保証人又は保証人が署名・捺印し提出してください。 ・新しい連帯保証人又は保証人の「印鑑登録証明書」及び新しい連帯保証人又は保証人の「所得証明書」を提出してください。(変更がある人のみ)
返還方法の変更 (納付書払い、口座振替、同時引落)	「奨学金返還方法変更届」 (様式第13号の2)	・納付書払いから口座振替に変更するときは、「徳島県奨学金償還金口座振替届出書」(阿波銀行・徳島大正銀行用)又は「自動払込利用申込書」(ゆうちょ銀行用)の届出が必要になるので、事前に御連絡ください。
割賦方法の変更 (月払い、半年賦、年賦、一括)		・同時引落(振替不能になった場合、翌月以降の口座振替日に2か月分を口座振替すること。)を希望する場合も、事前に御相談ください。
返還口座の変更	「奨学金返還方法変更届」 (様式第13号の2)	・奨学金の返還口座を変更するときは、「徳島県奨学金償還金口座振替届出書」(阿波銀行・徳島大正銀行用)又は「自動払込利用申込書」(ゆうちょ銀行用)の届出が必要になるので、事前に御連絡ください。

3 返還猶予を希望するときの手続について

返還猶予を希望する場合は、「奨学金返還猶予申請書」(様式第14号)及び返還猶予の理由を証明する書類の提出が必要です。

○ 修学している場合

在学している学校が発行する「猶予を希望する年度の在学証明書」(猶予を希望する年度が2025(令和7)年度の場合、発行日が2025(令和7)年4月1日以降の在学証明書、原本)など、修学中であることを証明する書類をあわせて提出してください。

○ 疾病、失業、災害等により、返還が著しく困難な場合

診断書(原本)、ハローワークカードの写し、離職票の写し又は雇用保険受給資格者証の写しなど、上記の事由を証明する書類が必要となりますので、事前に相談してください。

(注意)

- (1) 返還猶予の申請は、2025(令和7)年4月1日から受付します。
 - (2) 猶予期間中は、新たな請求は行いません。しかし、猶予が決定される以前に請求された返還金は、猶予期間中であっても返還する必要があります。
 - (3) 猶予期間は、1回の申請につき1年以内です。
猶予期間終了後、引き続き猶予を希望する場合は、再度返還猶予の申請が必要です。
再度返還猶予の申請がない場合は、返還猶予期間（据置期間）終了後、自動的に返還請求が再開されます。
(例 大学で4年間修学する場合は、4回申請が必要となります。)
 - (4) 返還猶予が認められると、猶予期間分だけ返還期間が後に伸びます。
 - (5) 返還猶予開始年月は、奨学金返還猶予申請書を受付した年月の翌月からとなります。
ただし、修学が理由で返還猶予を希望される方は、返還猶予を希望する年度の4月末日までに奨学金返還猶予申請書を当課担当まで提出すると、4月から返還猶予することができます（締切厳守。）。
- ただし、返還開始月が4月の方は、4月8日（必着）で提出してください。

4 返還金の延滞について

請求された返還金を、正当な理由なく納付期限までに納付せず滞納した場合は、日数に応じて年3パーセントの延滞利息がかかります。必ず納付期限を守って返還してください。

なお、長期間返還がない場合は、弁護士法人等に奨学金返還の督促を依頼したり、法的措置をとる場合がありますので御承知ください。

5 返還免除について

次の場合は、返還が免除される場合がありますので、事前に相談してください。

返還免除を希望する場合は「奨学金返還免除申請書」（様式第15号）及び返還免除理由を証明する書類の提出が必要です。

ア 奨学生本人が死亡したとき。

- ・「奨学生等死亡届」（様式第10号）と死亡が確認できる書類をあわせて提出してください。

イ 奨学生本人が、身体又は精神の障害により労働能力を喪失したとき。

- ・労働能力を喪失したことが証明できる書類をあわせて提出してください。

6 各種様式について

氏名等の変更や返還方法等の変更については、本手引の5ページ以降にある各種様式をコピーして御使用ください。また、各種様式は「徳島県ホームページ」からもダウンロードができます。ダウンロードの方法は、徳島県ホームページの中で「奨学金 様式集」と検索すると、様式のダウンロードができるページがあります。御活用ください。

7 電子申請サービスについて

電子申請により、氏名等変更届や、奨学金返還方法変更届等をすることができます。徳島県の「電子申請サービス」から「奨学金」で検索して御利用ください。

徳島県電子申請サービスアドレス (URL) <https://s-kantan.jp/pref-tokushima-u/>

◇氏名等変更届

奨学生等の氏名、住所、
電話番号の変更



◇奨学金返還方法変更届

返還毎期額、口座
名義等の変更
残額一括返還



◇納入通知書再発行申込

納入通知書の再発行依頼
各種様式の送付依頼
送付先の変更
メッセージの送付



◇再引落に係る届出

再引落の開始・中止



8 お問合せ及び書類の提出先

徳島県教育委員会 生涯学習課 徳島県奨学金担当
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 (県庁9階)
電話 088-621-3132 フaxシミ 088-621-2884

徳島県奨学金関係様式

御利用の際は、コピーしてお使いください。

なお、各種届出書類の様式は、変更することがあります。
最新の様式については、徳島県ホームページからダウンロード
ができます。

徳島県ホームページアドレス (URL) <https://www.pref.tokushima.lg.jp/>

※ 徳島県ホームページの検索窓に「奨学金 様式集」と入力し、
検索ボタンをクリックしてください。



また、電子申請サービスにより、様式の送付を依頼することができます。

徳島県電子申請サービスアドレス (URL) <https://s-kantan.jp/pref-tokushima-u/>

※ 徳島県電子申請サービスの手続名に「奨学金」と入力して
検索し、「徳島県奨学金納入通知書再発行申込」より申込して
ください。



○**様式第6号** 氏名等変更届 (電子申請可)

○**様式第9号** 連帯保証人 (保証人) 変更届

○**様式第10号** 奨学生等死亡届

○**様式第13号の2** 奨学金返還方法変更届 (電子申請可)

○**様式第14号** 奨学金返還猶予申請書

○**様式第15号** 奨学金返還免除申請書

○**徳島県奨学金に係る送付先等届**

様式第6号（第7条、第11条関係）

氏名等変更届				
年 月 日				
徳島県知事 殿				
届出者 (奨学生)		住 所 氏 名	自宅 電話 携帯	
		奨学生番号		
次のとおり変更がありましたので、徳島県奨学金貸与条例施行規則第7条第1項第1号（第11条第1項第1号）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。				
区分		変更前	変更後	
奨学生	ふりがな 氏名			
	住 所	〒	〒	
	電話	自宅 携帯		
	変更年月日	年 月 日		
連帯保証人	ふりがな 氏名			
	住 所	〒	〒	
	電話	自宅 携帯		
	変更年月日	年 月 日		
保証人	ふりがな 氏名			
	住 所	〒	〒	
	電話	自宅 携帯		
	変更年月日	年 月 日		
備考				

注1 変更があった項目について記入すること。

- 2 氏名の変更に伴い、奨学金受取用口座に変更があった場合は奨学金受取方法変更届（様式第9号の2）を、奨学金返還用口座に変更があった場合は奨学金返還方法変更届（様式第13号の2）を併せて提出すること。
- 3 住所の変更に伴う通学形態の区分の変更があり、貸与月額の変更を申請する場合は、奨学金月額変更申請書（様式第10号の2）を併せて提出すること。

		氏名等変更届		
徳島県知事 殿		和暦又は西暦で記入。 以後同じ。 2000年00月00日		
届出者 (奨学生)		住 所	徳島市佐古〇番町〇〇〇〇〇〇	
		氏 名	〇〇 〇〇	
		奨学生番号	〇〇〇〇〇〇〇	
申請者は奨学生本人。 住所は新住所を記入。		電話	自宅 〇八八-〇〇〇-〇〇〇〇 携帯 〇九〇-××××-××××	
次のとおり変更がありましたので、徳島県奨学金貸与条例施行規則第7条第1項第1号（第11条第1項第1号）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。				
区分		変更前	変更後	
奨学生	ふりがな 氏名			
	住 所	〒	〒	
	電話	自宅	変更がある欄のみ変更前、変更後を記入。	
		携帯		
変更年月日		年 月 日		
連帯保証人	ふりがな 氏名	トクシマ ハナコ 徳島花子	アワ ハナコ 阿波花子	
	住 所	〒770-〇〇〇〇 徳島市万代町〇〇〇〇〇〇	〒770-〇〇〇〇 徳島市佐古〇番町〇〇〇〇〇〇	
	電話	自宅	変更がある欄のみ変更前、変更後を記入。	
		携帯	090-××××-××××	090-△△△△-△△△△
変更年月日		2000年00月00日		
保証人	ふりがな 氏名			
	住 所	〒	〒	
	電話	自宅	変更がある欄のみ変更前、変更後を記入。	
		携帯		
変更年月日		年 月 日		
備 考				

注1 変更があった項目について記入すること。

2 氏名の変更に伴い、奨学金受取用口座に変更があった場合は奨学金受取方法変更届（様式第9号の2）を、奨学金返還用口座に変更があった場合は奨学金返還方法変更届（様式第13号の2）を併せて提出すること。

3 住所の変更に伴う通学形態の区分の変更があり、貸与月額の変更を申請する場合は、奨学金月額変更申請書（様式第10号の2）を併せて提出すること。

様式第9号（第7条、第11条関係）

連帯保証人（保証人）変更届						
年 月 日						
徳島県知事 殿						
届出者 住 所						
(奨学生) 氏 名						
㊞						
奨学生番号						
自宅						
電話						
携帯						
連帯保証人（保証人）を変更しますので、徳島県奨学金貸与条例施行規則第7条第1項第4号（第11条第1項第2号）の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。						
区分		変更前		変更後		
連帯保証人	ふりがな 氏名					
	住 所	〒		〒		
	電 話	自宅:	携帯:	自宅:	携帯:	
	生年月日			年 月 日生		
	続柄					
	職業・年収			職業	年収	万円
	変更年月日			年 月 日		
変更の理由						
保証人	ふりがな 氏名					
	住 所	〒		〒		
	電 話	自宅:	携帯:	自宅:	携帯:	
	生年月日			年 月 日生		
	続柄					
	職業・年収			職業	年収	万円
	変更年月日			年 月 日		
変更の理由						
徳島県奨学金貸与条例の規定に基づき、貸与決定された内容を確認し、奨学金の返還の債務について、新たに連帯保証人（保証人）となります。						
新連帯保証人氏名						
㊞						
新保証人氏名						
㊞						

注1 連帯保証人又は保証人のうち変更するものについて記入すること。

2 「新連帯保証人氏名」については新連帯保証人が、「新保証人氏名」については新保証人が自署押印すること。なお、押印には実印を使用し、印鑑登録証明書を添付すること。

3 新連帯保証人の収入額が確認できる書類を添付すること。

様式第10号（第7条、第11条関係）

奨学生等死亡届	
年 月 日	
徳島県知事 殿	
届出者	住 所
	氏 名
	自宅 電話 携帯
奨学生（奨学金の貸与を受けた者）が死亡しましたので、徳島県奨学金貸与条例施行規則第7条第4項（第11条第3項）の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。	
死亡した者の 氏 名	奨学生番号（ ）
貸与を受けた ときの学校	立 学校 大学 課程 学部 科 類
死 亡 年 月 日	年 月 日
備 考	

注 死亡の事実が確認できる書類を添付すること。

様式第13号の2（第11条関係）

		奨学生返還方法変更届					
		年 月 日					
徳島県知事 殿							
		住 所					
		届出者 (奨学生) 氏 名					
		奨学生番号					
		自宅					
		電話					
		携帯					
徳島県奨学生貸与条例の規定による奨学生の返還の方法を変更したいので、徳島県奨学生貸与条例施行規則第11条第1項第3号の規定により、次のとおり届け出ます。							
区分		変更前				変更後	
返還方法		【納入通知書】 イ 月 賦 ロ 半年賦(月・月) ハ 年 賦(月) ニ 一 括(月) 【口座振替】 ホ 月 賦				【納入通知書】 イ 月 賦 ロ 半年賦(月・月) ハ 年 賦(月) ニ 一 括(月) 【口座振替】 ホ 月 賦	
返還用口座	金融機関名						
	本支店名 又は記号						
	種目	普通				普通	
	口座番号 (右詰め)	---	---	---	---	---	---
	フリガナ						
名義							
返還毎期額		円 (最終回 円)				円 (最終回 円)	
変更希望年月		年 月 から					

注1 変更する項目について記入すること。

- 2 「返還方法」欄は、イからホまでのうち選択するものを○で囲むこと。なお、口からニまでを新たに選択する場合は括弧内に返還月を記入し、ホを新たに選択する場合又は返還用口座を変更する場合は金融機関において所定の手続を行い、「返還用口座」欄を記入すること。
- 3 氏名の変更に伴い名義を変更する場合は、氏名等変更届（様式第6号）を併せて提出すること。

徳島県知事 殿		届出者 (奨学生) 氏名	住所	奨学生番号	自宅電話	携帯	<p>和暦又は西暦で記入。</p> <p>2000年00月00日</p> <p>奨学生が自署してください。</p> <p>今、住んでいる住所を書いてください。住所が変更になる場合は、様式第6号氏名等変更届により住所等を変更してください。※住民票の異動にかかわらず、県外の大学等に進学している場合は、県外の住所を記入してください。</p>

徳島県奨学生貸与条例の規定による奨学生の返還の方法を変更したいので、徳島県奨学生貸与条例施行規則第11条第1項第3号の規定により、次のとおり届け出ます。

区分		変更前	変更後			
返還方法		<p>【納入通知書】 イ月賦 ロ半年賦(月・月) ハ年賦(月) ニ一括(月)</p> <p>【口座振替】 ホ月賦</p>	<p>【納入通知書】 イ月賦 ロ半年賦(月・月) ハ年賦(月) ニ一括(月)</p> <p>【口座振替】 ホ月賦</p>			
返還用口座	金融機関名	○○銀行				
	本支店名 又は記号	○○支店				
	種目	普通				
	口座番号 (右詰め)	1 2 3 4 5 6 7				
	フリガナ	トクシマ ハナコ				
名義	徳島花子					
返還毎期額		3,000円 (最終回)	5,000円 (最終回)			
変更希望年月		2000年00月から			和暦又は西暦で記入。	

- 注1 変更する項目について記入すること。
- 2 「返還方法」欄は、イからホまでのうち選択するものを○で囲むこと。
なお、ロからニまでを新たに選択する場合は括弧内に返還月を記入し、ホを新たに選択する場合又は返還用口座を変更する場合は金融機関において所定の手続を行い、「返還用口座」欄を記入すること。
- 3 氏名の変更に伴い名義を変更する場合は、氏名等変更届（様式第6号）を併せて提出すること。

様式第14号（第13条関係）

奨学生返還猶予申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
申請者
(奨学生) 氏 名

自宅
電話
携帯

徳島県奨学生貸与条例の規定による奨学生の返還の猶予を受けたいので、徳島県奨学生貸与条例施行規則第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

貸与を受けた 者 の 氏 名	奨学生番号 ()			
貸与を受けた ときの学校	立	学校 大学	課程 学部	科 類
返還総額 (A)	円			
返還済額 (B)	円			
残額 (A - B)	円			
猶予希望期間	年	月 から	年 月 まで	
猶予の理由				

注 猶予の理由を証明することができる書類を添付すること。

奨学生返還猶予申請書		2025（令和7）年 4月1日以降の日付
徳島県知事 殿	2025年〇〇月〇〇日	奨学生が自署してください。 今、住んでいる住所を記入してください。 ※住民票の異動にかかわらず、県外の大学等に進学している場合は、県外の住所を記入してください。
申請者 (奨学生)氏	住所 名	住所が変更になる場合は、様式第6号氏名等変更届により住所等を変更してください。
	自宅 電話 携帯	
徳島県奨学生貸与条例の規定による奨学生の返還の猶予を受けたいので、徳島県奨学生貸与条例施行規則第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。		
貸与を受けた者 の 氏 名	奨学生の氏名、奨学生番号を記入してください。 徳島 一郎 奨学生番号（ 〇〇〇〇〇〇〇 ）	
貸与を受けたときの学校	〇〇高等学校 徳島県立大学	〇〇課程 学部 類
返還総額（A）	〇〇〇、〇〇〇円 返還する総額を記入してください。	
返還済額（B）	××、×××円 提出時までに返還した総額を記入してください。	
残額（A-B）	△△△、△△△円 返還総額（A）から返還済額（B）を差し引いて記入してください。	
猶予希望期間	2025年〇〇月から 2026年〇〇月まで	
注 猶予の	<p>※猶予期間は、1年以内です。 例えば、修学している場合、 2025（令和7）年4月から2026（令和8）年3月まで</p> <p>※猶予期間終了後、引き続き猶予を希望する場合には、再度手続を行ってください。</p>	
<p>○高校・大学・専門学校等で修学している場合 <記入例>〇〇大学△年に在学し、修学中のため返還猶予を希望する。 添付書類:在学証明書(写し不可)</p> <p>○病気、失業、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、返還が困難な場合 <記入例>病気療養につき就業していないため、返還猶予を希望する。 添付書類:診断書等(写し不可)</p> <p><記入例>現在失業中のため、返還猶予を希望する。 添付書類:ハローワークカードの写し、離職票の写し又は雇用保険受給資格者証の写しなど、就業していないことを証明する書類</p>		

様式第15号（第14条関係）

奨学生返還免除申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
申請者 氏 名

自宅
電話
携帯

徳島県奨学生貸与条例の規定による奨学生の返還の免除を受けたいので、徳島県奨学生貸与条例施行規則第14条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

貸与を受けた者 の 氏 名	奨学生番号（ ）		
貸与を受けたときの学校	立	学校 大学	課程 学部
返還総額（A）	円		
返還済額（B）	円		
残額（A-B）	円		
免除希望額	円		
免除の理由			

注 免除の理由を証明することができる書類を添付すること。

年 月 日

徳島県奨学金に係る送付先等届

奨学生番号		奨学生氏名	
-------	--	-------	--

1 県教育委員会奨学金担当課から文書（納付書、お知らせ等）をお送りする送付先、連絡先等についてお教えください。

今後の送付先・連絡先として

本人

奨学金借用証書記載の 連帯保証人 の住所、電話番号等を希望する。

保証人

（いずれか1箇所にチェックを入れてください。）

実際に住んでいる住所や電話番号等を御記入ください。

※借用証書に記載した住所等と同一の場合は省略可

本人	住所	〒 (- - -)		
	氏名		連絡先 (複数記入)	自宅() 携帯()
連帯保証人	住所	〒 (- - -)		
	氏名		連絡先 (複数記入)	自宅() 携帯()
保証人	住所	〒 (- - -)		
	氏名		連絡先 (複数記入)	自宅() 携帯()
借用証書に記載した住所等が異なる場合は、その理由等				

2 返還方法が口座振替の方は、同時引落（振替不能となった場合に翌月以降の口座振替日に2か月分を口座振替すること）の希望についてお教えください。

※返還方法が納入通知書の方は、記入不要です。

残高不足等により、口座振替不能となった月分の納付について、

翌月以降に同時引落を 希望する 希望しない

（どちらかにチェックを入れてください。）

